

令和3年度 第2回 静岡市多文化共生協議会

日時 令和3年7月28日(水) 19:00~21:00

場所 静岡市役所静岡庁舎 本館3階 第1委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 本日の審議内容について
- 3 前回のおさらいと委員の考える「多文化共生のまち」のあるべき姿（資料1、2）
- 4 条例骨子案審議（資料3-1、3-2）
 - その1 「前文」と「目的」
 - その2 「定義」と「基本理念」
 - その3 「責務」
- 5 その他
- 6 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 第1回協議会のまとめ
- ・ 資料2 委員の考える「多文化共生のまち」のあるべき姿
- ・ 資料3-1 「(仮称)多文化共生のまち推進条例」の骨子案
- ・ 資料3-2 「他都市の多文化共生推進条例」、「多文化共生」の定義
- ・ 参考資料 多文化共生のまちづくりアンケート調査結果(速報)

第10期 静岡市多文化共生協議会 委員名簿

(審議1のグループ別委員氏名50音順)

グループ			職名	ふりがな 氏名(敬称略)	委員区分
審議1	審議2	審議3			
A	A	A	会長	たかはた さち 高畑 幸	有識者
A	A	B	委員	いとう ようこ 伊藤 洋子	外国籍等市民
A	A	B	委員	おがわ たけし 小川 毅	関係団体代表 (静岡市校長会)
A	B	A	委員	パメラ ジュール	外国籍等市民
A	B	A	委員	なかむら なおやす 中村 直保	関係団体代表 (静岡市自治会連合会)
A	B	B	委員	ホリウチ アリッセ イズミ	有識者
B	B	B	副会長	ながさか あるび な 長阪 有美奈	外国籍等市民
B	A	A	委員	いそべ まさみ 磯部 正己	関係団体代表 (一般財団法人静岡市国際交流協会)
B	A	B	委員	いむら ふみの 磐村 文乃	公募市民
B	A	A	委員	こう ゆき 孔 雪	公募市民
B	A	B	委員	ゴー グエン ゴック トラム	外国籍等市民
B	B	A	委員	のだ としろう 野田 敏郎	有識者
B	B	A	委員	まつなが ひであき 松永 秀昭	関係団体代表 (静岡商工会議所)
欠席			委員	かとう れいな 加藤 伶奈	公募市民

日時：2021年5月25日（火）19：00～20：45

場所：静岡市役所 新館8階 市長公室

内容：委嘱式、意見交換等

- ・SDGsの目標達成のためにも、今、多文化共生が重要
- ・キーワードは「多様性（ダイバーシティ）」
- ・異なる価値観や生活習慣でも、みんながワンチーム
- ・今住んでいる人が幸せでなければ、新しい人は来ない

田辺 市長

- ・コミュニケーション充実のために日本語教育や多言語化
- ・静岡市はベトナムやミャンマーの人が多くという特色
- ・S A M E と市の連携を強化、多文化共生相談窓口を開設
- ・若いうちからの国際理解教育が大事

松永 委員

- ・コミュニケーションが重要
- ・外国人の就労環境とコミュニケーション

- ・S A M E の認知度向上が課題である
- ・もっと知って、使ってほしい
- ・SNSなど情報発信を強化

磯部 委員

ホリウチ 委員

- ・ゴミの出し方は一生懸命勉強した
- ・S A M E の場所、もっと立ち寄りやすく

- ・保険や年金の制度を知りたい相談がある
- ・制度をもっと分かりやすく伝えてほしい

伊藤 委員

野田 委員

- ・留学生の生活習慣の苦情を受ける
- ・住民が留学生に直接声掛けできる関係に

- ・交流、知り合う機会をもっと作って
- ・お茶を飲みながら集えるスポットなど
- ・言語や文化を学び合う、教育が重要

磐村 委員

中村 委員

- ・地域の中でコミュニケーションが重要
- ・日本人への情報提供も積極的に
- ・自治会で交流の機会を生み出している

- ・多様な価値観を認める寛容な態度が必要
- ・人権教育、お互いの尊重がベースとなる
- ・子どもたちの力はすごい

小川 委員

長阪 副会長

- ・ゴミの分別は母国にないが正しい
- ・外国人経営者に経済団体を利用しやすく
- ・経営者同士の交流も大事

- ・相手を知ること、受容することが大事
- ・問診票の日本語は話せる人でも難しい

加藤 委員

高畑 会長

- ・外国人、日本人の二つに分けられない
- ・誰もがまちの発展を支える静岡人
- ・協議会委員一同で力をあわせて進めたい

- ・外国人住民も地域との関係が大切
- ・コミュニケーションは難しい一面もある

孔 委員

パメラ 委員

- ・市やS A M E の情報発信の見直しを
- ・翻訳も単純でない、もっと伝わるように

- ・外国人だということだけでの偏見がある
- ・良い人もいれば悪い人もいる

ゴー 委員

委員が考える

「多文化共生のまち」のあるべき姿

静岡市の「多文化共生のまちの将来的な理想形」について、自由な表現(文章、キーワード、マンガ、イラストなど)で意見をうかがいました。

高畑 幸 会長

- ・ 外国から来た人たちが、自分が外国出身だということを忘れてしまう場所
- ・ 空港から静岡市に到着したとたんに、自分が歓迎されていると感じる場所
- ・ 自分が外国ルーツであることを誇りに思える場所
- ・ 外国から来た人たちが、自分の能力を発揮しやすい場所

パメラ ジュール 委員

人の個性に乾杯。多彩な静岡になる。

国籍・人種に限らず、言語、ジェンダー意識、生活スタイルなど、個人個人は複数の文化背景を持っている。それを認識して、個人の違いに尊敬と興味を持って、皆は静岡で住むことに喜びを感じるために話し合ってお互いに助け会える。

このまちを愛して、”私は静岡人”と思ってくれるように。

小川 毅 委員

みんなが笑顔で

生活できるまち

多様な価値を認める

寛容なまち

「在住外国人を日本社会の構成員として捉え、多様な国籍や民族などの背景を持つ人々が、それぞれの文化的アイデンティティを発揮できる豊かな社会を目指す。」



だれもが安心・安全に暮らせるまちづくり

「誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会」(SDGs)
(すべての人が輝き、互いに支え合い、幸せを実感しながら、将来にわたり安心して暮らせる社会を目指す)

みんなが安心して暮らせるまちの実現

- (例) ・外国人からの相談内容は多種多様であり、様々な悩みの解決には、関係機関のネットワークの構築が重要。
- ・外国人であることを理由に住居の賃貸を断られるケースもあり、行政と不動産業者が連携した取り組みが必要。
 - ・地域コミュニティの一員として、ごみステーションの管理や環境の整備、地域公民館活動や子どもの健全育成活動などという取り組みに参加できるように、すべての自治体が真剣に考える必要がある。
 - ・外国人市民が日本で生活をしていくには、日本語能力の向上が欠かせません。そのため、日本語学習支援を実施するボランティア団体等と連携し、日本語学習支援者の育成や活動を支援するとともに、外国人市民(*学習機会の少ない外国人労働者)が日本語を学びやすい環境を整備する。
 - ・医療・福祉制度や子育てなどに関する情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用を促進し、情報提供、窓口対応の充実を図る。
 - ・多言語対応可能な医療機関のリストを作成し、外国人市民が自ら適切な医療機関を選択できる体制を構築する。または、病院ホームページや病院内の案内表示等を多言語化するなど、外国人にもわかりやすい情報発信に努める。
 - ・地域の行事や防災訓練などへの参加を呼びかけ、協力し合える関係づくり。

国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

(例) ・外国人市民や外国人留学生、語学ボランティア等を活用した観光案内の体制を構築する。

- ・多文化共生をテーマにした講演会、ワークショップや国際交流フェスティバルなどのイベント等を開催し、日本人市民の多文化共生意識の高揚を図る。
- ・外国人も地域を構成する一員として、互いに顔が見える関係を築き、ともに暮らしやすい地域づくりを進める。
- ・外国人に静岡市を選んでもらうため、静岡の文化、住みやすさなどを戦略的に情報発信する。
- ・外国人も日本人も互いに、共生であるという意識を高めることが必要。

伊藤 洋子 委員

1 幼稚園、保育園、小学校、中学校には、外国人の児童生徒が多くなっています。彼らの両親たちが日本語の通知類の内容が理解できるかは気になります。出来ればその方たちのためにせめて英語で翻訳したものを配ってほしいです。

2 コロナ禍になって、たくさんの留学生たちが生活に困っています。その方たちは立場が弱く、これから静岡市がどのように対応するかを考えてほしいです。

「多文化共生にやさしいまちづくり」

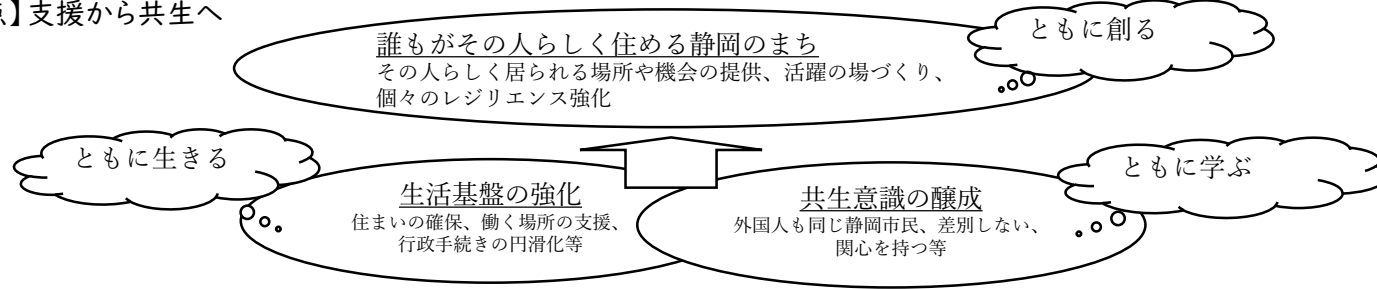
キーワード「自主協同・相互扶助」

1. 地域に住む人は、みな平等である。
 2. 地域活動は、デジタル化を促進。…行事・イベント・防災等の情報発信をし参加を促す。
コミュニケーションを図り、お互いに助け合いを理解する。…声掛け・あいさつをする。
 3. 安心安全で優しいまちづくりを目指す。…防災活動・福祉活動・交通・防犯活動等
(マップの活用…防災避難所マップ、福祉施設マップ、交通安全マップ等)
例) 防災訓練、病院・介護施設、交通安全教室、防犯パトロール、小学校の登下校などでの
マナー・ルールを守る。…最大の問題ゴミ出し、資源回収、危険物等。
(マンションは、施主・不動産会社(管理会社)・行政と協定を結ぶ条例が必要。)
 4. 自治会・町内会への加入促進。
- 付1. 静岡市自治会連合会発行「自治会・町内会に入りましょう(おしらせ)」6カ国語翻訳
付2. わかりやすい日本語、ことばの見直し…日本語の文化を壊さずに。
付3. 交通看板、観光案内看板等を多文化用にし、観光地として多く設置する。又わかりやすくする。

【理想形】誰もがその人らしく住める静岡のまち。このまちに生まれてよかった、住めてよかったと思える静岡市。

【キーワード】みんな同じ静岡市民。日本人、外国人というくくりではなく皆が同じ場所に住む静岡市民と謳うことで親近感が湧き、静岡市に愛着も深まる。

【考え方・視点】支援から共生へ



生活の基盤強化・・・ともに生きる（既存の取り組み→行政情報の多言語化、外国人住民防災対策）

住まいの確保（手続きを分かりやすく、価格など適正に行う）、働きやすい場／学びやすい場の支援、行政機関／公共の場の利用しやすさ（多言語化ややさしい日本語の普及）、医療機関や飲食店／スーパー（言語サポート／やさしい日本語の使用、視覚的に見せる等）でのサービスを更に強化できればより住みやすくなるのではないかと思います。相談業務については一概に〇〇語を話せる人が担当するのではなく世界情勢の把握（国同士の対立があるのか）、男女や世代、宗教別など多種多様な方がいると相談しやすい環境が作れると思います。（予算の問題もあると思いますが）

共生意識の心の醸成・・・ともに学ぶ（既存の取り組み→日本語学習、国際理解講座）

外国人も同じ一静岡市民／仲間、差別しない、関心をもつ、お互いのことを理解しようとする、尊重する、対等に接すること等が大切だと思います（市・民間団体・市民の責務につながりますかね？）

またなぜ日本語学習はあっても、〇〇語学習はないのだろうか？他国を理解する講座はあるのに、外国人が日本のことを学ぶ機会はないのかなあと感じました。日本人が多言語を学ぶ機会の構築（多言語学習、〇〇語学習）、日本の紹介（日本理解講座）などの取り組みがあると双方で理解促進できるのではないかと感じます。

誰もがその人らしく住める静岡のまち・・・ともに創る（既存の取り組み→わいわいワールドフェア、多文化共生サポーター養成講座、静岡市多文化共生協議会）

いくら制度的に住みやすいまちになっても、その人らしく住めないと生きづらくなると思います。そのためにその人らしく居られる場所や機会の提供、個々のレジリエンス（困難があっても乗り越えられる力→新しいことにチャレンジできる環境にある、助けてもらえる人がいる、自分が役に立てることがある等）を強化することが必要になっていくのではないかと感じます。

具体的な取り組み（案）ネットワークの構築／強化 例：仲間／つながりづくりの場を提供（地域活動への参加、静岡人なら誰でも利用可能なカフェ）、商工会議所等起業家のネットワークの強化（副委員より）、活躍できる場の創出 例：外国人地域おこし協力隊、各市民協議会で外国人の方を選出（人口比により）など。

● 教育

インターナショナル学校が有る街

● 文化

様々なイベントや公演のスケールを広げ頻度を増やす。

日本国内/外の劇団・サーカス団・バレエ団・オペラ団、またはJ-Popや様々なジャンルのコンサート等々の公演は静岡市内に於いて圧倒的に少ないと感じます。

● 活動・働き

外国人の個人事業主や経営者等が静岡市を魅力的だと思い、住みながら仕事をしたいまちづくり
外国人経営者が中小企業をサポートしてくれる機関を利用したくなる構成
高度技術者や高度能力/知識を持っている外国人が静岡市内でも活動や就職が出来る環境作り

近年、企業のみならず行政も国際交流に力を入れている為、静岡市内在住の外国人正社員/職員の雇いは切実な問題に直面しています。

外国人留学生を対象とした中小企業の交流会・相談会は活発な動きを見せている一方で、静岡市内で生活をしている母国で教育を受けた外国人が、就職や活動出来る様に中小企業や行政との交流会の機会を設けることが必要だと思われます。(現在はこのような機会が全く無いと思います。)

● 生活・マナー・ルール

多文化共生に沿ったグローバル的な生活ルールづくり

静岡市内在住の外国人に母国での生活習慣・マナー・ルールについて調査(アンケート調査等)実施、日本の生活習慣やルールと共同で合理的に活かす方法を検討。

前年度までの協議会でも話題に挙げられていましたが、国籍や母語、肌の色、髪の色、名前などが、「日本人らしくない」とされる特徴を持つ子供が小中学校でいじめられることがあるようです。とりわけ子供の間でそうした偏見がなくなれば、やがて成長し大人になってから多様性に対し自然に受け入れられるようになり、また外国語も今より多くの方が当たり前のように使用するようになるのではないかというのが持説です。まずは子供たちとその親たちが安心して過ごせる町になったら素晴らしいことだと思っています。そしてどの世代でも自分とは異なる特徴を持つ者へ対する妙な偏見、差別の意識がなくなり、他者への思いやりを持つ市民であふれ、自分や身の回りのことだけを考えるのではなく、自国ひいては世界全体の幸福を考えられるような町になるのが理想的だと思っています。

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。

ジェンダーも健常者と障害を持つ人との関係も差別をしないという考え方が基本だ。

共に地域の中で暮らしていくときに、行動や考え方の違いを国籍や民族のちがいを理由に認め合うのではなく、結局のところ差別をしていることになるのではないだろうか。共に地域で暮らしていくとき日本人であれば、他の人との違いはその人の個性としてとらえられる。

同じ静岡に住む人間として、国籍や民族を抜きにして、それぞれの生き方がそれぞれの個性だと認め合い、理解し合える市民性が醸成できれば一番ベストだと思う。

私が考える理想な多文化共生の町の姿とは：

外国人が地域活動に参加して、人と人とのネットワークが広げて、交流を深め、そして、お互い理解し合うことで地域社会に新しい活力を生み出すことです。

外国人の皆さんは日本、そして、日本の文化が大好きで日本にきています。嫌いな邦へ行く人はどこにもいません。ただ、言葉の壁、習慣の壁で普段の生活の中で日本人の方と話合う、交流するきっかけが無い方が多くいます。考えられない事かもしれないが、普通に日本人の方と交流して生活している方もいますが、日本に来て、長く生活をしているにもかかわらず日本語がうまく話せない方も多くいます。

これからは交流になるきっかけや、出会う場所が提供してあげる事によって、両者の理解し合うきっかけになるといいなあとおもいます。

日本の文化を大事にしながら、外国人の方も、皆さんが気楽で楽しく生活できる街になる事が期待しています。

磐村 文乃 委員

ダイバーシティ

たよう しみん しゃかいさんかく

多様な市民が社会参画し

たが ぶんか みと あ まな あ

互いの文化を認め合い学び合い

インクルージョン

ひとり のうりよく はっき

一人ひとりがその能力を発揮して

とも い
共によりよく生きるまち

ゴー グエン ゴック トラム 委員

多文化共生で
会話があふれるまち

キーワードは「笑顔」

『多文化共生のまち』のあるべき姿

社会・経済等の動向

- (1)人口減少が進み、生産年齢人口も急減 ⇨ (5)・(6)・A・D・E
- (2)中小企業数の減少等の深刻化 ⇨ (5)・(6)・A・D
【中小企業の課題:事業承継・生産性向上(IT化)・人材確保】
- (3)医療、介護サービスの担い手不足 ⇨ (5)・A・B・E
- (4)地域コミュニティ活動等の担い手不足 ⇨ (5)
- (5)外国人住民の増加と国籍の多様化
- (6)アフターコロナにおける経済のグローバル化と人の国際移動の活発化

現在の課題等

【外国人アンケート】

- 8割以上が日本語で日常会話が可能だが、医療での困りごとは言葉の問題である。⇨ C
- 3割が自治会・町内会に加入しているが、4割が地域活動にも参加していない。
- 就職にあたり、外国人を雇用する企業かどうか分からない。

【第1回協議会】

- 外国人には日本語を流暢に話せても、問診票の言葉を理解することは難しい。 C
- 4割が差別された経験を持つ。
- ゴミの分別など生活上のルールや異なる生活習慣に戸惑う。
- 公的医療保険制度や年金制度などの社会保障制度が複雑で分かりにくい。

将来の社会

【2022年頃～】

A ロボットの社会進出

⇨介護・調理・掃除・買い物代行等

【2022年～2027年頃】

B 人とコンピュータの融合

⇨コンタクトレンズ型ディスプレイ・血管内移動の医療ロボ・身体能力増強服

【2025年頃】

C 言葉の壁の消滅

⇨自動翻訳機・動物との会話

【2025年頃～】

D AIが人の代役となる社会

⇨AI秘書やAI教師の登用・自動運転化による新たな交通体系

【2030年～2040年頃】

E 人と機械が共存、協調する社会

⇨ドローン輸送の拡大・空飛ぶタクシー・体調を判別する衣服

解決されない課題

- 外国人住民に対する理解不足
- 日本の生活習慣や社会保障制度等の周知不足
- すべての市民に対する適時適切な(分かりやすい)情報提供の在り方

あるべき姿

お互いの文化や習慣を尊重し分かち合い交流しあえ『すべての静岡人』が自分らしく生活できる多様性のあるまち

（仮称）多文化共生のまち推進条例 骨子案

※骨子は実際の条例にしたときの要点(エッセンス)とするものです

～はじめに～

条例とは？

ちほうこうきょうだんたい とどうふけん とくべつく しちょうそん ぎかい ぎけつ
地方公共団体(都道府県、特別区、市町村など)が、議会の議決により定めることができる法

けんぽう
日本国憲法第94条 地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる

ちほうじちほう
地方自治法第14条 法令に違反しない限りにおいて…条例を制定することができる

しずま市自治基本条例第14条 市は、…各行政分野の基本方針等を定める条例の制定に努めなければならない

なぜ条例をつくるか？

- 「静岡市多文化共生推進計画(2015～2022)」にもとづき、多文化共生のまちづくりに取り組んでいる。
- その後、外国人住民数は急激に増加している。



「多文化共生のまち」のさらなる推進のため

本市の多文化共生について基本となる考えと、市民や事業者、市が守ることを決め、広くみなさんに認めてもらい、次の多文化共生推進計画(2023～)や将来に向けて取り組んでいく。

じょうれいとう せいびとう ししん さんしやう
「静岡市における条例等の整備等に関する指針」(参照)

にんいてきじょうれいかじこう
条例をつくって決めることができる (任意的条例化事項)

- ① 市役所のいろいろな分野の仕事などの基本となることを決める
- ② 市、市民のみなさん、事業者のみなさんに、何かを守る(責務)ように求める
- ③ 市が課題を解決するために、条例をつくったほうがうまくいくと考える
- ④ 市がすすめることについて、市民のみなさんに認めてもらう必要がある
- ⑤ 市が長くやっていたり計画をつくったりする仕事で、将来のことを決めるのに特に重要

ひつやうてきじょうれいかじこう
条例をつくって決めなければならない (必要的条例化事項)

- ① 市民のみなさんがしなければならないこと(義務)、してはいけないこと(権利の制限)を決める
- ② 法律などで国からつくるよう指示がある(法令で委任されている)
- ③ 市に従わないときに、名前などを公表することを決める

条例の構成イメージ

ぜんぶん
前文 この条例をつくる背景にあるもの

ほんぶん
本文
もくてき
目的 この条例で何を決め、何を指すか

ていぎ
定義
条例で使う重要な言葉の意味

きほんりねん
基本理念
すべての基本とする考え

しみん
市民の
せきむ
責務

役割分担

じぎやうしゃ
事業者
せきむ
の責務

し
市の
せきむ
責務

きほんてきせさく
基本的施策について
主にどのようなことをするか

すいしん
推進について
どのように進めていくか

ふそく
附則 この条例の施行日(はじまる日)など

審議 その1 「前文」と「目的」

審議のポイント：静岡らしさが出ているか(全般)

	骨子案	ポイント
前文	<p>ここでは、条例をつくる背景にあるものを表します。</p> <p>① 社会情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民数が増えていること 国が地方自治体に求めていること、(包摂性…助け合う社会の実現、デジタル化を進めること など) <p>② 静岡市の特色</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然や歴史資源に恵まれていること 東京や名古屋に新幹線で1時間と便利なこと 政令指定都市、県庁所在市、港湾都市…世界につながる産業や経済があること 大学、専門学校、日本語学校など、外国人の教育環境が充実していること 外国人住民は多様な国籍で、市内のいろいろなところに暮らしていること 留学生や技能実習生を中心とした、20代から30代前半までの世代が増えていること 2014年に『静岡市多文化共生推進計画』を作り、多文化共生のまちづくりに取り組んできたこと 国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」について、パートナーシップによる達成を目指していること <p>③ 多文化共生の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が地域の活性化やグローバル化に欠かせないこと 外国人住民の積極的な社会への参画が地域社会にとっても重要なこと <p>④ あるべき姿(将来の理想のまち、こうあってほしいまち)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様性を認め合い、誰もが「静岡人」という共通の誇りを持てるまち みんなで助け合い、安心、安全で、幸せに暮らせるまち ひとり一人が個性と能力を発揮して、グローバルに発展していくまち 	<p>★ 内容は、他の条例を参考に次の4点とした。</p> <p>① 社会情勢 ② 静岡市の特色 ③ 多文化共生の重要性 ④ あるべき姿</p> <p>★ あるべき姿は、委員の意見等をもとに次の3点とした。</p> <p>ア 多様性を認め合い、誰もが「静岡人」という共通の誇りを持てるまち</p> <p>多様性を認め合える みんなが「静岡人」 日本の文化を大事にしながら外国人も気楽で楽しい 互いの文化を認め合い学び合う 歓迎されている 外国につながることを誇りに</p> <p>イ みんなで助け合い、安心、安全で、幸せに暮らせるまち</p> <p>誰もが安心、安全 外国人の子どもや親が安心 留学生が安心 喜び 幸せ 笑顔 寛容 自主協同・相互扶助 お互いに助け合える 共によりよく 会話があふれる 社会参画</p> <p>ウ ひとり一人が個性と能力を発揮して、グローバルに発展していくまち</p> <p>誰もがその人らしく 能力を発揮 それぞれの生き方がそれぞれの個性 国際的 インターナショナル グローバル 世界全体の幸福を考える</p>
目的	<p>ここでは、この条例で何を決め、何を指すかを示します。</p> <p>多文化共生のまちの推進について、</p> <p>「基本理念」「市、市民、事業者の責務」「基本的な施策」を定め、総合的、計画的に推進することにより、誰もが安心、安全で幸せに暮らし、個性や能力を発揮する、多様性と社会的包摂性のある社会の実現を目的とする</p>	

審議 その2 「定義」と「基本理念」

審議のポイント：国の定義と違うかどうか？
他に、定義が必要な重要な言葉はあるか？

	骨子案	ポイント
<p>定義</p>	<p>ここでは、条例で使う重要な言葉の意味を示します。</p> <hr/> <p>「多文化共生のまち」とは、 <small>こくせき みんぞくとう ちが そんちよう</small> 「すべての人が、国籍、民族等の違いを尊重し、助け合い、その違いを活かし、ともに行動する社会」とする</p> <p>国籍、民族等…国の定義をうけて同じ表し方とする</p> <p>民族…言語、宗教、生活様式、価値観など文化的な特徴を共有する人間の集団</p> <p>「等」に含まれるもの…人種（皮膚や毛髪の色など生物学的・外見的特徴による区分）</p>	<p>★重要な言葉として、「多文化共生のまち」を定義することとした。</p> <p>★「多文化共生」…人それぞれに受けとめ方が違う。</p> <p>2006年の国<small>（総務省）</small>の定義は、「国籍や民族などがちがう人々が、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会のメンバーとしてともに生きていく」となっている。</p> <p>静岡市は、一歩踏み込んで、すべての人が、多文化共生を自分のこととしてとらえ<small>（主語）</small>、国籍や民族等の違いを尊重し、助け合い、その違いを活かしてともに行動することを「多文化共生のまち」と定義する。</p>
<p>基本理念</p>	<p>ここでは、「多文化共生のまちの推進」について、すべての基本となる考えを示します。</p> <p>多文化共生のまちの推進は、</p> <p>① 誰でも<small>（日本人でも外国人でも）</small>、国籍や民族などで差別されず、平等で人権が尊重され、</p> <p>② 誰一人取り残さず、社会のみんなで助け合う社会的包摂<small>（ソーシャル・インクルージョン）</small>のもと、</p> <p>③ ひとり一人が違う多様性<small>（ダイバーシティ）</small>を活かして、</p> <p>誰もが幸せを感じることをできる、将来に向けて持続可能な社会の発展のために行われる</p>	<p>★ 基本理念は、市民、事業者、市が同じ考えで取り組む必要があるため、示すもの。国籍や民族などが違うことへの差別なく、多様性<small>（ダイバーシティ）</small>と社会的包摂性<small>（ソーシャル・インクルージョン）</small>を、将来的につづく本市の発展につなげていこうとする考えとし、そのために、「多文化共生のまち」を推進する。</p> <p>★ 2008年に制定された、静岡県の条例は、外国人と日本人との間の多文化共生を目指しており、条例が施行後10年以上経過していることから、静岡市は、一歩踏み込んだ多文化共生のまちの実現を目指すべきと考えた。</p> <p>具体的には、外国人と日本人との2つに分けられない多様性や、国際的なSDGsの指針、不当なヘイトスピーチやインターネットでの誹謗中傷の問題などの動向を捉え、県条例の「安心して快適に暮らす地域社会の実現」を前提として、将来的に、「誰もが幸せを感じることをできるまち」のために、ひとり一人違うみんなできり組んでいくことを考えた。</p>

審議のポイント：みんなに受け入れられる理念(考え)といえるか？

審議 その3 「責務」

審議のポイント：みんなに受け入れられる責務といえるか？
他の役割や、他に役割を置く相手はないか？

	骨子案	ポイント
責務	ここでは、多文化共生のまちの推進のための市、市民、事業者の責任と義務、役割分担を示します。	★ それぞれの役割分担は、次のとおりとした。
市	市は、基本理念にしたがって、 「多文化共生のまち」の推進の総合的な取組を決め、実施する	市 … 「多文化共生のまち」の推進について、総合的に施策を決め実施する。 基本的な施策(取り組み)は、「条例」で決める。 ※次回、第3回協議会で話し合います。 具体的な施策は、「多文化共生推進計画」で決める。 ※来年度の協議会で話し合います。
市民	市民は、基本理念にしたがって、 国籍、民族等の違いによる差別をすることなく、されることなく、 地域、職場、学校、家庭などで「多文化共生のまち」の推進に努める	市民(市内に居住する人、通学・通勤する人、市内で事業や活動をする個人) … 生活の中のいろいろな時に、多文化共生に向き合う場面がある。 地域での近所付き合い、仕事や学校での人間関係、家族の中での会話など、 どんな場面でも、国籍、民族等の違いを尊重し、助け合い、その違いを活かし ともに行動する「多文化共生のまち」の推進に努めるものとする。
事業者	事業者は、基本理念にしたがって、 採用募集や労働条件において、国籍、民族等の違いによる差別をすることなく、されることなく、 事業活動を通して、「多文化共生のまち」の推進に努める	事業者(企業、社会福祉法人、NPO法人、学校、法定・任意の団体・グループなど) … 市民一人ひとりだけでなく、組織である事業者も、雇用に関する法律等に のっとり、採用募集や労働条件について国籍、民族等の違いによる差別な く、事業にあたり「多文化共生のまち」の推進に努める必要がある。

他都市の多文化共生推進条例 [目的、基本理念、責務]

2021.7.28 第2回静岡市多文化共生協議会

資料3-2

自治体(制定年)	宮城県(2007)	静岡県(2008)	神戸市(2020)	半田市(2020)	群馬県(2021)
条例の名前	多文化共生社会の形成の推進に関する条例	多文化共生推進基本条例	外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	多文化共生社会の推進に関する条例	多文化共生・共創推進条例
目的	何を決め	県、県民及び企業その他の民間の団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する施策の基本となる事項を定めること	多文化共生社会を構築の取組について、基本的施策を定め、これを推進すること	基本理念を定め、市、議会、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進すること	多文化共生・共創社会の形成の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等
	何を指す	国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与する	多文化共生施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって多文化共生社会(県内に居住する外国人県民と日本人県民が相互の理解と協調のもと、安心して快適に暮らす地域社会)を実現する	表現の自由その他の自由及び権利を保障する日本国憲法を遵守しつつ、外国人に対する不当な差別を解消するとともに、それぞれの文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築する	国籍、民族等の違いにかかわらず市民の人権が尊重され社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現する
基本理念	1 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。 ① 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。 ② 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。 2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。 3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。	なし ※目的が理念を表す	なし	1 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。 ① 個人の尊厳が重んぜられ、個人の能力を発揮する機会が確保されることにより市民の人権が尊重されること ② 市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画できること 2 多文化共生社会の推進は、市、議会、事業者、市民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。	1 多文化共生・共創社会の形成の推進は、全ての県民が、国籍、民族等の違いにかかわらず、差別されることなく等しくその人権を尊重され、誰一人取り残されることなく、地域社会を構成する一員として受け入れられる社会の実現を図ることを旨として行われなければならない。 2 多文化共生・共創社会の形成の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。
県、市の責務	基本理念ののっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。	1 多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。	(責務としての規定ではないが)教育、啓発活動、情報提供、相談体制の規定あり	基本理念ののっとり、多文化共生社会の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。	基本理念ののっとり、市町村、県民及び事業者と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
県民、市民の責務	基本理念ののっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。	県民は、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めるものとする。	市民は、外国人に対する不当な差別を解消し、及び全ての人の尊厳が尊重されるまちづくりを進めるよう努めるものとする。	基本理念ののっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の推進に寄与するよう努めるものとする。	基本理念ののっとり、地域、職場、学校、家庭その他のあらゆる分野において、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。
事業者(団体)の責務	その事業活動に関し、基本理念ののっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。	その事業活動に関し、多文化共生を推進するよう努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生施策に協力するよう努めるものとする。		その事業活動に関し、基本理念ののっとり、多文化共生社会の推進に努めるとともに、市が実施する多文化共生社会の推進に関する施策に協力しなければならない。	1 基本理念ののっとり、外国人県民を適正かつ円滑に受け入れ、及び雇用することをはじめ、その事業活動に関し、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。 2 県又は市町村が実施する多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
その他の責務				議会は、多文化共生に主体的参加、関係機関と連携、基本施策の立案・推進に協力	市町村は、県、県民及び事業者と連携、施策の検討実施

「多文化共生」の定義

出典	定義
総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』(2006)	「多文化共生」とは、「国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」
宮城県多文化共生社会の形成の推進に関する条例(2007)	「多文化共生社会」とは、「国籍、民族等の異なる人々が、文化的な違いを理解し、地域社会の構成員として対等な関係を築こうとしながら共に生きようとする社会」
静岡県多文化共生推進基本条例(2008)	「多文化共生」とは、「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすこと」
群馬県多文化共生・共創推進条例(2021)	「多文化共生・共創社会」とは、「国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きるるとともに、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらす社会」

令和3年度 多文化共生のまちづくりアンケート調査

調査結果 【速報値】

1 調査概要

(1) 調査の目的

市民の多文化共生等の意識等の現状を把握分析することにより、条例策定と次期「静岡市多文化共生推進計画（2023～2030）」の基礎資料とすること

(2) 調査の内容

- ① 回答者の基本属性について 4問
- ② 多文化共生の重要度について 2問
- ③ 多文化共生に係る経験について 4問
- ④ 多文化共生への意識について 4問
- ⑤ 国際化に係る経験について 1問
- ⑥ 国際化への意識（姉妹都市交流を含む）について 4問
- ⑦ その他、自由意見について 1問

(3) 調査の設計

- | | | |
|--------|----|--------------------------------|
| ① 調査地域 | …… | 静岡市全域 |
| ② 母集団 | …… | 静岡市在住の16歳から75歳までの日本国籍市民 |
| ③ 抽出方法 | …… | 住民基本台帳から無作為抽出 |
| ④ 標本数 | …… | 2,000 |
| ⑤ 調査方法 | …… | 調査依頼と調査票を郵送
郵送またはインターネットで回答 |
| ⑥ 調査期間 | …… | 令和3年5月11日～6月3日 |

(4) 調査回収結果

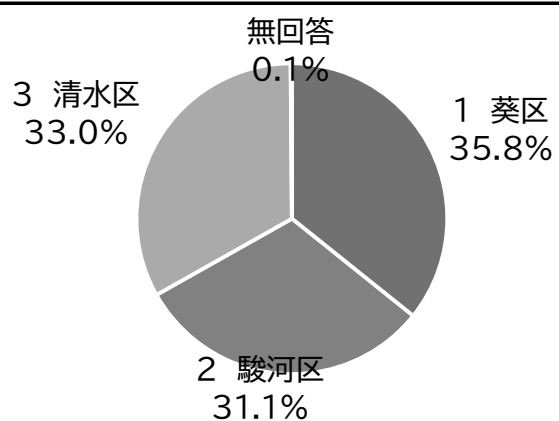
- | | | | | |
|---------|----|-------------|----------|-----|
| ① 発送数 | …… | 2,000 | | |
| ② 有効回収票 | …… | 772 | (38.6%) | |
| | | うち郵送回答 | | 560 |
| | | うちインターネット回答 | | 212 |
| ③ 配達不能票 | …… | 5 | (0.25%) | |
| ④ 未回収票 | …… | 1,223 | (61.15%) | |

2 調査結果

(1) 回答者の基本属性について

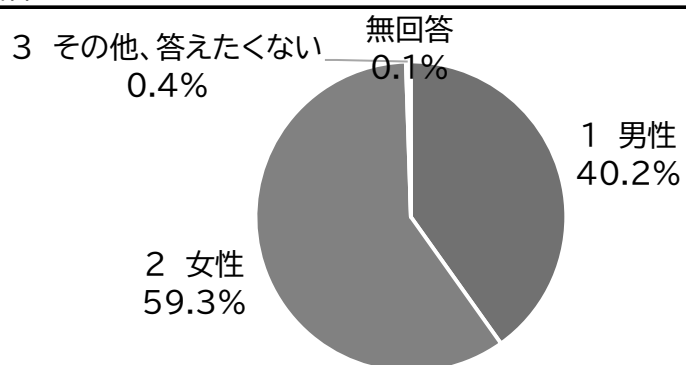
問1 あなたのお住まいの区は。	
1 葵区	276
2 駿河区	240
3 清水区	255
無回答	1

n=772

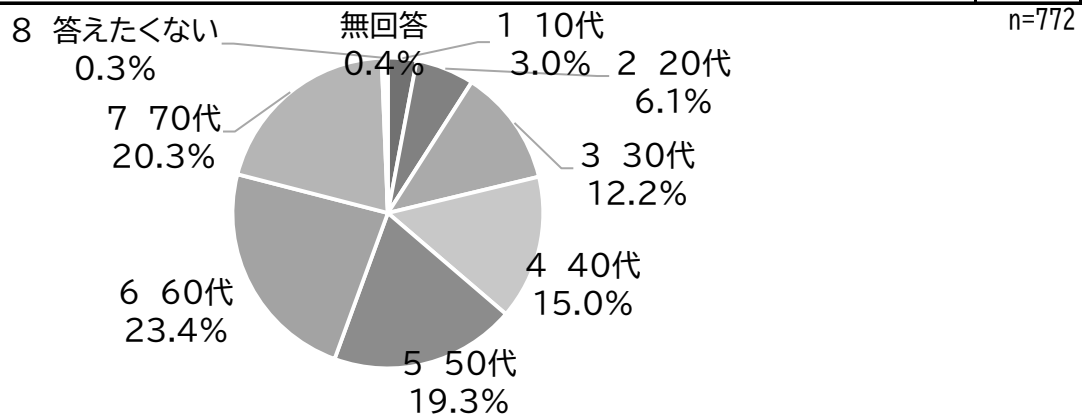


問2 あなたの性別は。	
1 男性	310
2 女性	458
3 その他、答えたくない	3
無回答	1

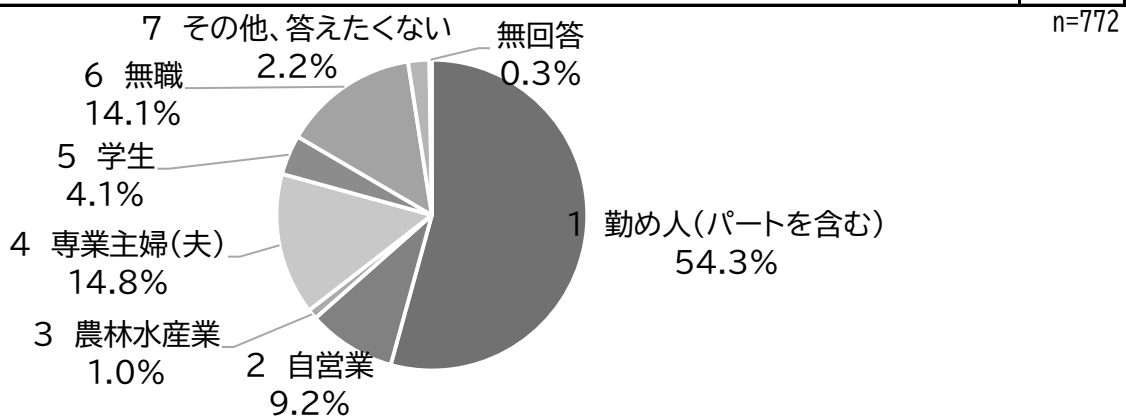
n=772



問3 あなたの年代は。		
1	10代	23
2	20代	47
3	30代	94
4	40代	116
5	50代	149
6	60代	181
7	70代	157
8	答えたくない	2
無回答		3

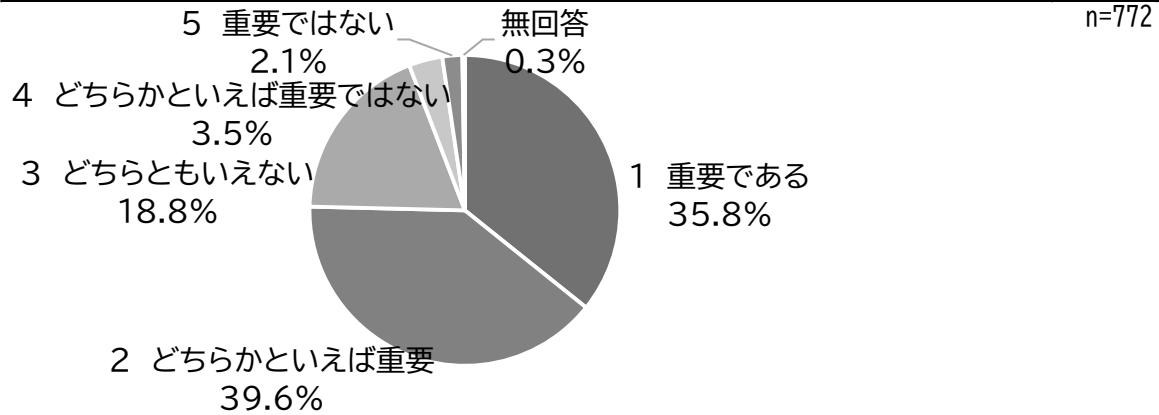


問4 あなたの職業は。主なものを1つ選んでください。		
1	勤め人 (パートを含む)	419
2	自営業	71
3	農林水産業	8
4	専業主婦 (夫)	114
5	学生	32
6	無職	109
7	その他、答えたくない	17
無回答		2

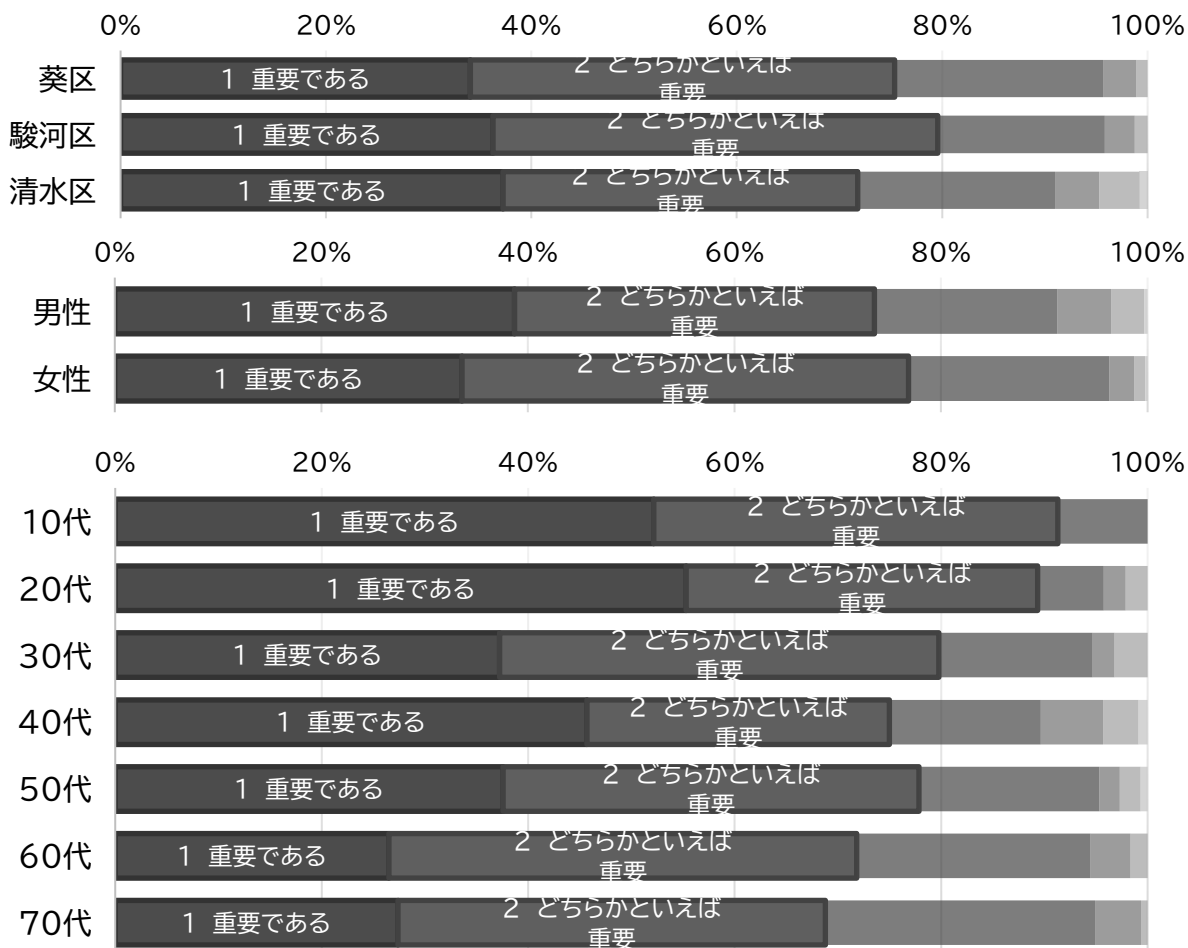


(2) 多文化共生の重要度について

問5 あなたは、多文化共生が重要だと思いますか。	
1 重要である	276
2 どちらかといえば重要	306
3 どちらともいえない	145
4 どちらかといえば重要ではない	27
5 重要ではない	16
無回答	2

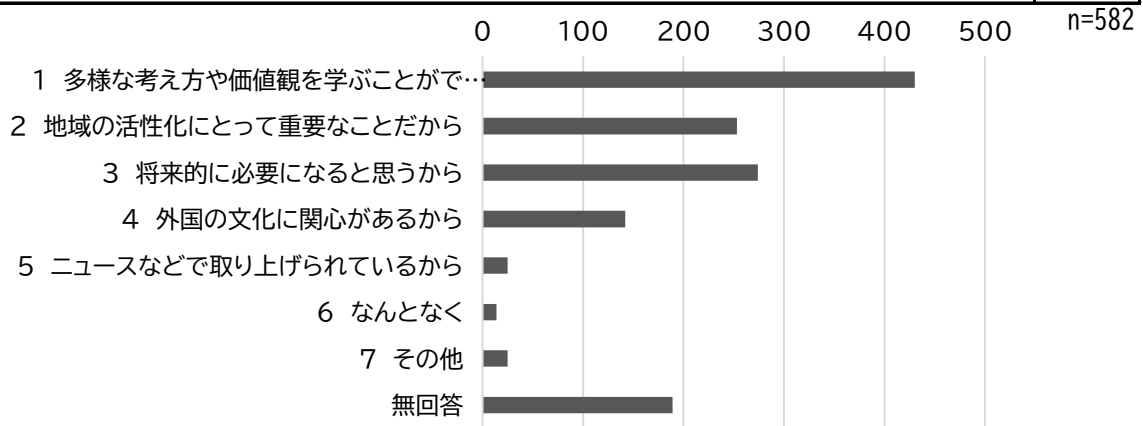


「重要である」「どちらかといえば重要」の割合(区別、性別、年代別)



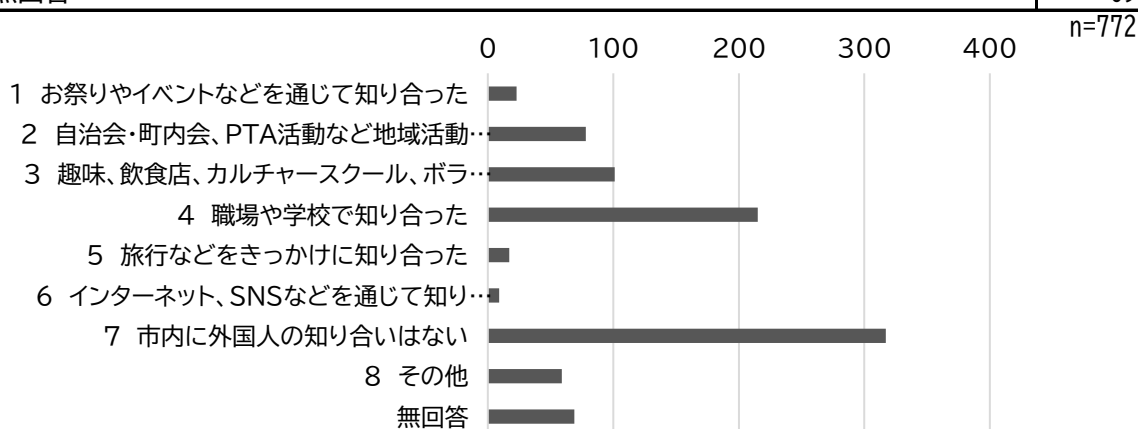
問6 (問5で「1重要である」または「2どちらかといえば重要」と答えた人にうかがいます。) なぜ、重要だと思いますか。(いくつでも)	
1 多様な考え方や価値観を学ぶことができるから	430

2 地域の活性化にとって重要なことだから	253
3 将来的に必要なになると思うから	274
4 外国の文化に関心があるから	142
5 ニュースなどで取り上げられているから	25
6 なんとなく	14
7 その他	25
無回答	189

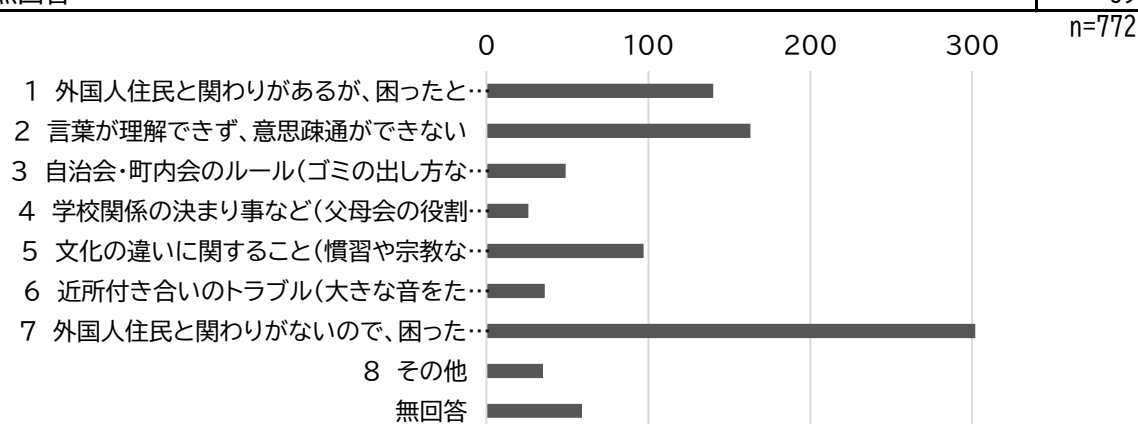


(3) 多文化共生に係る経験について

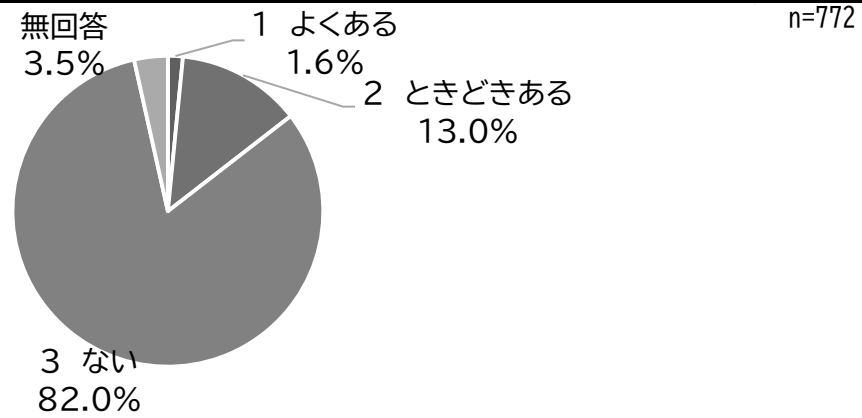
問7 あなたに市内に住む外国人住民と知り合った経験やきっかけがあれば、あてはまるものを選んでください。(いくつでも)	
1 お祭りやイベントなどを通じて知り合った	23
2 自治会・町内会、PTA活動など地域活動を通じて知り合った	78
3 趣味、飲食店、カルチャースクール、ボランティア、宗教活動などを通じて知り合	101
4 職場や学校で知り合った	215
5 旅行などをきっかけに知り合った	17
6 インターネット、SNSなどを通じて知り合った	9
7 市内に外国人の知り合いはない	317
8 その他	59
無回答	69



問8 外国人住民との関わりで生活上、困ったと感じたことがありますか。(いくつでも)	
1 外国人住民と関わりがあるが、困ったと感じたことがない	140
2 言葉が理解できず、意思疎通ができない	163
3 自治会・町内会のルール(ゴミの出し方など)	49
4 学校関係の決まり事など(父母会の役割分担など)	26
5 文化の違いに関すること(慣習や宗教など)	97
6 近所付き合いのトラブル(大きな音をたてるなど)	36
7 外国人住民と関わりがないので、困ったと感じたことがない	302
8 その他	35
無回答	59



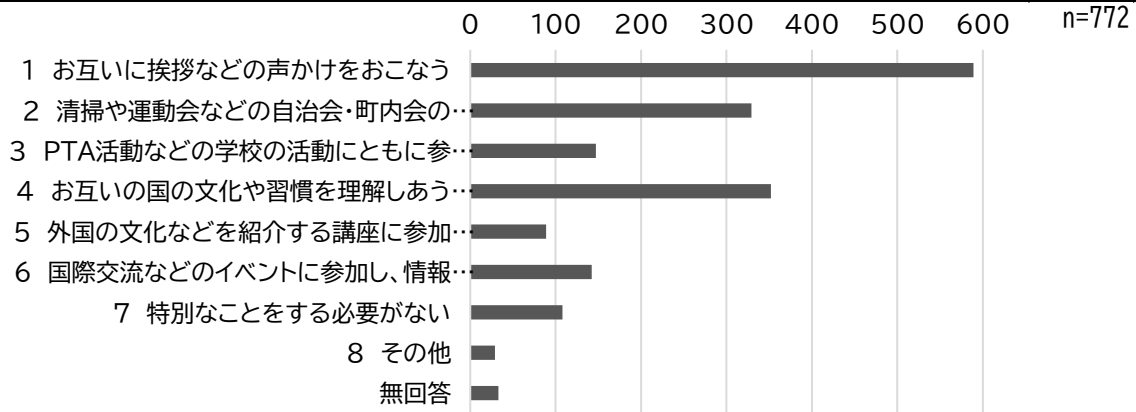
問9 市内やあなたのまわりで外国人に対する差別を見たり、聞いたりしたことがありますか。	
1 よくある	12
2 ときどきある	100
3 ない	633
無回答	27



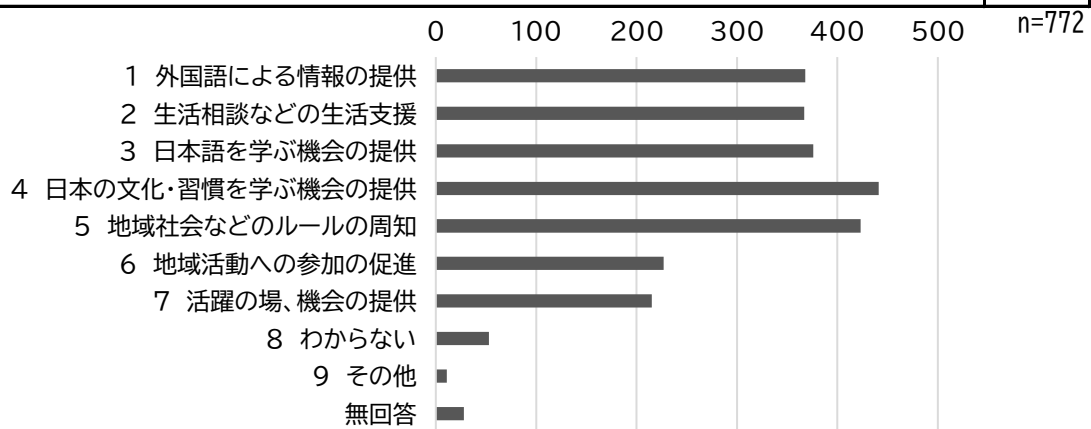
問10 (問9で「1よくある」または「2ときどきある」と答えた人にかがいます。) どのような場面で差別がありましたか。(自由記載)
集計中

(4) 多文化共生への意識について

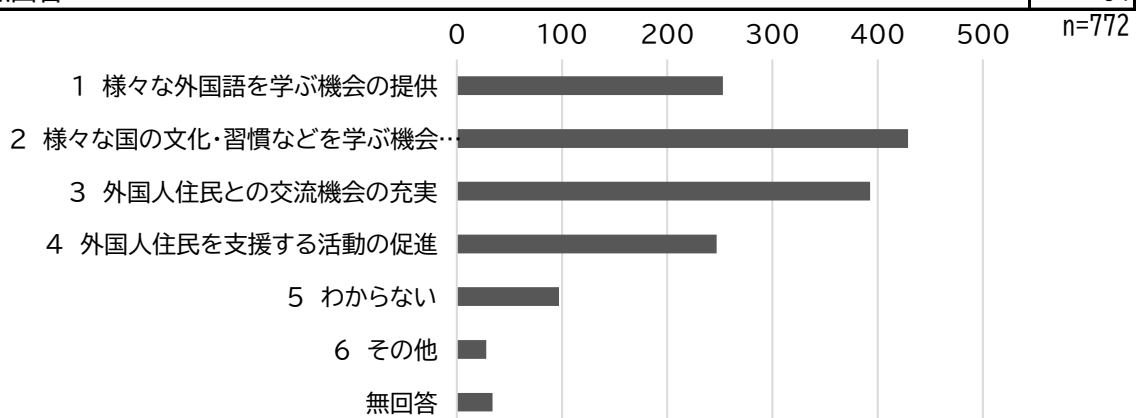
問11 近所に住む外国人住民と日本人住民が、お互いを尊重し、より良い関係を築くためには、どうしたらよいと思いますか。(いくつでも)	
1 お互いに挨拶などの声かけをおこなう	589
2 清掃や運動会などの自治会・町内会の活動にともに参加する	329
3 PTA活動などの学校の活動にともに参加する	147
4 お互いの国の文化や習慣を理解しあう機会(交流会など)をつくる	352
5 外国の文化などを紹介する講座に参加する	89
6 国際交流などのイベントに参加し、情報を得る	142
7 特別なことをする必要がない	108
8 その他	29
無回答	33



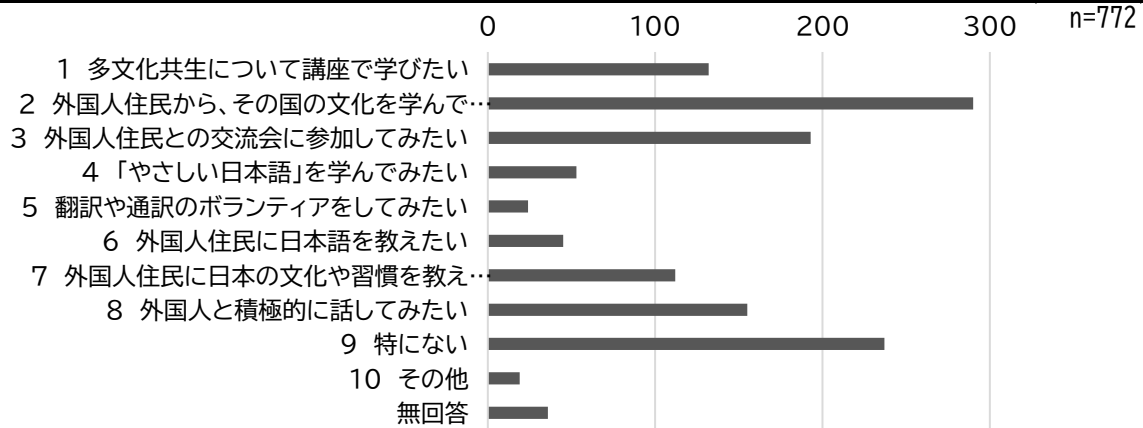
問12 多文化共生を進めるにあたり、市は外国人住民へ、どのような取組をしたらよいと思いますか。(いくつでも)	
1 外国語による情報の提供	368
2 生活相談などの生活支援	367
3 日本語を学ぶ機会の提供	376
4 日本の文化・習慣を学ぶ機会の提供	441
5 地域社会などのルールの周知	423
6 地域活動への参加の促進	227
7 活躍の場、機会の提供	215
8 わからない	53
9 その他	11
無回答	28



問13 多文化共生を進めるにあたり、市は日本人住民へ、どのような取組をしたらよいと思いますか。(いくつでも)	
1 様々な外国語を学ぶ機会の提供	253
2 様々な国の文化・習慣などを学ぶ機会の提供	429
3 外国人住民との交流機会の充実	393
4 外国人住民を支援する活動の促進	247
5 わからない	97
6 その他	28
無回答	34

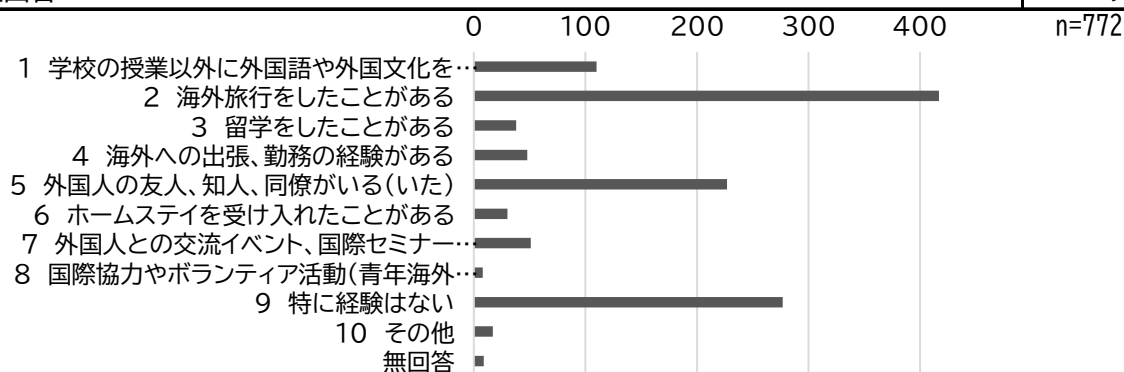


問14 多文化共生について、あなたが、関心があること、やってみたいことを教えてください。 (いくつでも)	
1 多文化共生について講座で学びたい	132
2 外国人住民から、その国の文化を学んでみたい	290
3 外国人住民との交流会に参加してみたい	193
4 「やさしい日本語」を学んでみたい	53
5 翻訳や通訳のボランティアをしてみたい	24
6 外国人住民に日本語を教えたい	45
7 外国人住民に日本の文化や習慣を教えたい	112
8 外国人と積極的に話してみたい	155
9 特にない	237
10 その他	19
無回答	36



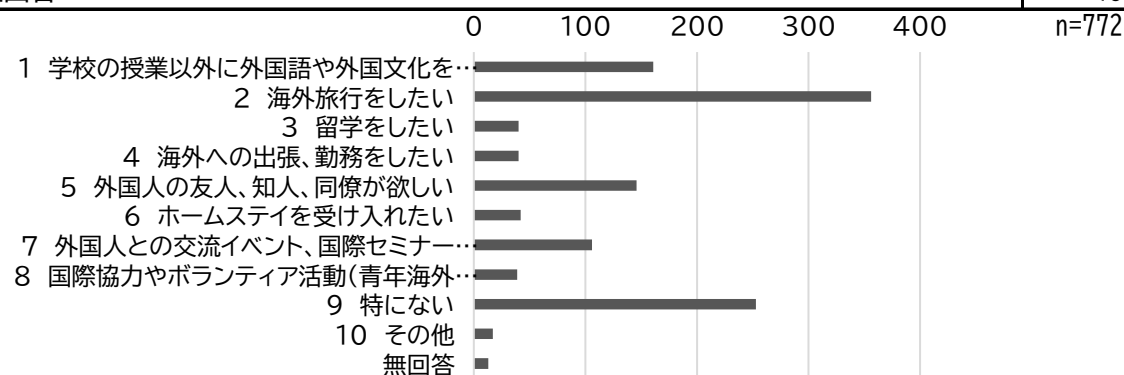
(5) 国際化に係る経験について

問15 あなたの国際交流の経験や海外との関わりについて、あてはまるものを選んでください。(いくつでも)	
1 学校の授業以外に外国語や外国文化を学んでいる(いた)	110
2 海外旅行をしたことがある	417
3 留学をしたことがある	38
4 海外への出張、勤務の経験がある	48
5 外国人の友人、知人、同僚がいる(いた)	227
6 ホームステイを受け入れたことがある	30
7 外国人との交流イベント、国際セミナー等に参加したことがある	51
8 国際協力やボランティア活動(青年海外協力隊など)に参加したことがある	8
9 特に経験はない	277
10 その他	17
無回答	9

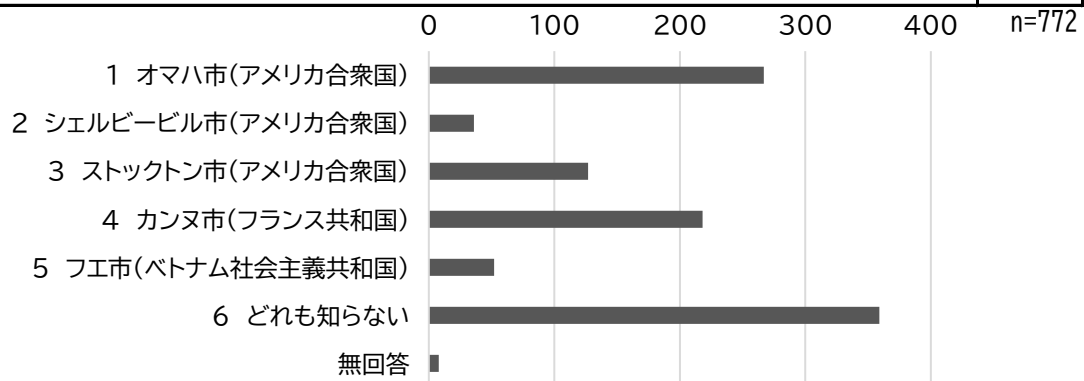


(6) 国際化への意識(姉妹都市交流を含む)について

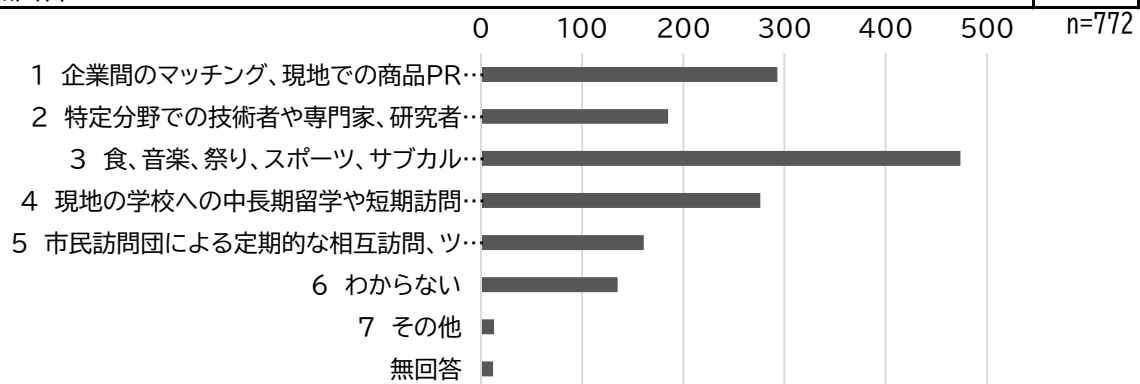
問16 国際交流や海外との関わりについて、あなたが、関心があること、やってみたいことを教えてください。(いくつでも)	
1 学校の授業以外に外国語や外国文化を学びたい	161
2 海外旅行をしたい	356
3 留学をしたい	40
4 海外への出張、勤務をしたい	40
5 外国人の友人、知人、同僚が欲しい	146
6 ホームステイを受け入れたい	42
7 外国人との交流イベント、国際セミナー等に参加したい	106
8 国際協力やボランティア活動(青年海外協力隊など)に参加したい	39
9 特にない	253
10 その他	17
無回答	13



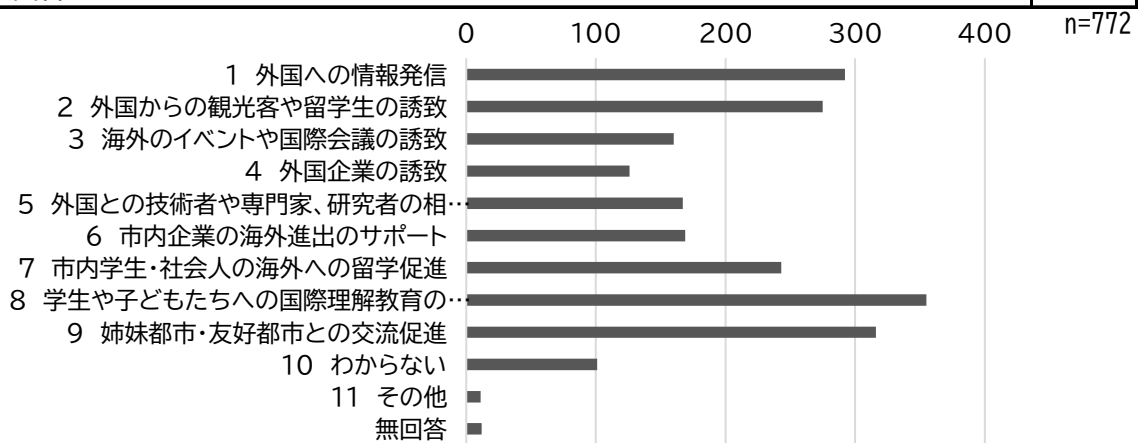
問17 静岡市の姉妹都市・友好都市として知っている都市はどれですか。 (いくつでも)	
1 オマハ市 (アメリカ合衆国)	267
2 シェルビービル市 (アメリカ合衆国)	36
3 ストックトン市 (アメリカ合衆国)	127
4 カンヌ市 (フランス共和国)	218
5 フエ市 (ベトナム社会主義共和国)	52
6 どれも知らない	359
無回答	8



問18 市は姉妹都市・友好都市とどのような交流を進めたらよいと思いますか。 (いくつでも)	
1 企業間のマッチング、現地での商品PRや現地販売会 (経済交流)	293
2 特定分野での技術者や専門家、研究者の派遣 (技術・学術交流)	185
3 食、音楽、祭り、スポーツ、サブカルチャー等を通じた交流 (文化・スポーツ交流)	474
4 現地の学校への中長期留学や短期訪問等の交流 (青少年交流・学校間交流)	276
5 市民訪問団による定期的な相互訪問、ツアー (市民交流)	161
6 わからない	135
7 その他	13
無回答	12



問19 国際化を進めるにあたり、市はどのような取組をしたらよいと思いますか。（いくつでも）	
1 外国への情報発信	292
2 外国からの観光客や留学生の誘致	275
3 海外のイベントや国際会議の誘致	160
4 外国企業の誘致	126
5 外国との技術者や専門家、研究者の相互派遣	167
6 市内企業の海外進出のサポート	169
7 市内学生・社会人の海外への留学促進	243
8 学生や子どもたちへの国際理解教育の推進	355
9 姉妹都市・友好都市との交流促進	316
10 わからない	101
11 その他	11
無回答	12



(7) その他、自由意見について

問20 多文化共生、国際化についてのご意見がありましたら、お書きください。また、これまでに、市内に住む外国人との関わりにおいて、うれしかったことや楽しかったこと、良かったご経験があれば、教えてください。（自由記載）

集計中